平成２５年（フ）第４５８号
最後の住所千葉県市川市原木４丁目15番13号
破産者　亡平田良行相続財産
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８４号
千葉市美浜区幸町２丁目14番10棟405号
破産者　川名　正美
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８５号
東京都中央区日本橋人形町３丁目４番１号
破産者　有限会社コンテック
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８６号
北海道札幌市白石区北郷二条12丁目４番１号宮崎ハイツⅠ－１号、開始決定時の住所千葉市緑区おゆみ野２丁目13番地６
破産者　近藤　久光
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３６号
千葉県八千代市勝田台北２丁目15番22号
破産者　佐々木新吉
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４０号
千葉県市川市大洲４丁目１番６号　富士ハイム202号
破産者　今盛たつ子（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６８号
千葉県船橋市東中山２丁目３番37号　サンハイツＢ―203号
破産者　和田　佳通
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５７号
東京都青梅市大柳町1503番地ハイツカネイ102
破産者　柏崎　　稔
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８７号
東京都大田区池上５丁目３番13号
破産者　有限会社石井電業社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８８号
東京都青梅市河辺町７丁目22番地の７
破産者　石井　政昭
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４１１号
横浜市南区中村町３丁目207番地１　セラビ野口402
破産者　関亦千代子
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００８号
福島県郡山市並木４丁目３番地の17
破産者　有限会社恵徳会
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８０号
横浜市港北区新横浜２丁目14番地８号
破産者　株式会社ベイシス
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８号
川崎市幸区大宮町11番地
破産者　光和サービス株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
静岡市駿河区西島781番地
破産者　有限会社石田印刷紙工
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
愛知県大府市共西町７丁目184番地の３　ハイネス岡田201号
破産者　髙木さとみ（旧姓山﨑）
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３号
名古屋市東区泉１丁目21番35号
破産者　株式会社スパイラル
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４４号
名古屋市東区泉１丁目18番10号　エルザセンティア久屋903号
破産者　名倉　啓介
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４５号
名古屋市名東区高針４丁目208番地　シャトー栄里Ｂ－３
破産者　株式会社オーケービー
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８１０号
名古屋市東区泉１丁目13番地33号　ユトリロ栄１Ａ
破産者　株式会社ＬｉＤｏ
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３４号
名古屋市中村区名駅４丁目15番２号　中央市場総合食品センター内、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中村区名駅３丁目24番９号丸真ビル４階
破産者　有限会社丸真刃物店
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部